

第 5494 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月22日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定譲渡制限付株式による給与の取扱い

Q：役員に役務提供の対価として株式を交付する場合の取扱いが新設されたようですが、どのようなものなのですか？

A：対象となる株式を交付した費用（給与）は、損金に算入されるというものです。

【解説】

いわゆる「リストラクテッド・ストック」といわれるもので、法人が役員又は従業員等（役員等）に役務の対価として、一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式（特定譲渡制限付株式）を交付した場合には、その譲渡制限が解除される日において、役務の提供を受けたものとして、その費用（給与）の額を、同日の属する事業年度において損金の額に算入することが認められるという制度が創設されました。この役員給与については、事前確定届出給与としての届出は不要となっています。対象となる株式は、次のものです。

- ① 役務提供の対価として交付される株式であること
- ② 役務提供を受ける法人又はその法人の株式等の全部を直接に保有する親法人の株式であること
- ③ 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること
- ④ 法人により没収される無償取得事由として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること
- ⑤ 役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式であること

